

香川県報



第 76 号

平成 15 年

9月26日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

● 私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則
（総務学事課） 一

● 訓練手当支給規則の一部を改正する規則
（労働政策課）

● 香川県行政組織規則の一部を改正する規則
（農 政 課）

告 示

○ 保安林の指定予定の通知
（みどり整備課） 二

○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定
（健康福祉総務課） 三

○ 介護保険法の規定による事業者の指定の取消し
（長寿社会対策課）

○ 漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立
（水 産 課）

○ 道路の区域変更（四件）
（道路保全課）

○ 道路の区域変更及び供用開始
（ ） 五

● 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正
（審 査 課）

公 告

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
（県民参画課） 六

○ 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（二件）
（経営支援課）

○ 地籍調査の成果の認証
（農 政 課） 八

○ 土地改良区の役員の就任の届出
（土地改良課）

教育委員会規則

● 香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則 九

監査委員公表

- 監査結果に基づく措置の公表
- 監査結果の公表

規 則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。
平成十五年九月二十六日
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十号

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則を廃止する規則

私立学校の経常的経費に対する補助金の種類等に関する規則（昭和四十八年香川県規則第八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年九月二十六日
香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十一号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年香川県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第一条第一項第八号イ(1)」を「第一条第一項第七号イ(1)」に改め、同項第八号中「第一条第一項第八号イ(4)」を「第一条第一項第七号イ(4)」に改め、同

条第二項中「第一条第一項第八号イ(2)」を「第一条第一項第七号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十二号

香川県行政組織規則の一部を改正する規則

香川県行政組織規則（昭和三十六年香川県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条農政課の項第八号を次のように改める。

八 農業者年金に関すること。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市寒川町石田東字板ノ尾甲三〇六二、字長尾谷甲三二三〇の一

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二一 指定に係る保安林の所在場所

香川郡塩江町大字安原下字高橋第二号一九二四の五四

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三一 指定に係る保安林の所在場所

高松市生島町四二三の一、中山町一四八二、東かがわ市小海字南谷五四一の一、六六三の一、七一三の二、字近守二九七二、二九七九の一、水主一六二〇、一六五八の一〇、一七八五の一、三〇八二の一、三二〇三、三三〇七、三三五四、三三七七の二、三三七八の三、三四五一、三五〇四、三豊郡仁尾町大字家の浦字下家の浦五〇〇から五〇九まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四一 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市寒川町石田西字小倉三七八八、東かがわ市小海字川原谷五〇四の一〇、五〇五の二、字柞谷二六三八、東山字友国八二九の五、水主二〇八の六、二〇八の七、二一一の一、三六二四の一、三六五三の一、三九〇八、三九一六、三九一九の一、三九二二の二

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり整備課並びに当該保安林の所在場所に関係する市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第五百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、九、一	指定訪問介護事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	訪問介護
平成一五、九、一	指定居宅介護支援事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	居宅介護支援

●香川県告示第五百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を次のとおり取り消した。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定居宅サービス事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定取消年月日	サービスの種類
三七七四〇〇二九二	たんぼぼハウス 香川県香川町大字川東下三一三番地一和幸ビル五階	有限会社シーエス高松 取締役 青野啓子 香川県香川町大字浅野六五六番地三	平成十五年九月二十六日	訪問介護

●香川県告示第五百四十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第一百八条第五項において準用する同法第一百五十五条の二第三項の規定により提出された特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第八十八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名
観音寺市伊吹町一七五八番地 有限会社平三水産 代表取締役 真鍋和弘
観音寺市伊吹町一九三番地 川端 康夫
- 二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分
二号伊吹区域
小型定置漁業であつて3に掲げる漁業（たい桝網漁業）以外の漁業

●香川県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 高松志度線（二百七十二号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	二八・〇 } 三〇・〇	七	不用物件化
さぬき市志度字竹林下二七八九番 二地先から	後	二八・〇 } 二八・〇	七	
	後	二八・〇		

●香川県告示第五百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 三木国分寺線（十二号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	二〇・五 } 二二・〇	三	不用物件化 (交換予定)
高松市仏生山町甲三八七番一地先 から	後	二二・〇 } 二二・〇	三	
	後	二二・〇		

●香川県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 原田琴平線（二百六号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	八・五 } 一〇・四	九八	交通安全施設 工事による 自転車歩 行者道の新 設
仲多度郡琴平町苗田字古川九四〇 番二地先から	後	八・六 } 八・六	九八	
	後	一五・一		

●香川県告示第五百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 炭所西善通寺線（百九十九号）

三 道路の区域

変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
区 間			

後		前		道路改修事業(パイパス新設及び現道拡幅)
仲多度郡満濃町大字吉野下字杉上 上所七二八番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	仲多度郡満濃町大字吉野下字杉上 上所七二八番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	
仲多度郡満濃町大字吉野下字杉上 上所七二八番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	仲多度郡満濃町大字吉野下字杉上 上所七二八番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	
仲多度郡満濃町大字吉野下字川原 添三四六番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	仲多度郡満濃町大字吉野下字川原 添三四六番一地从先まで	仲多度郡満濃町大字吉野下字大宮 六三五番二地从先から	

●香川県告示第五百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日
道路の種類 県道(一般)
二 路線名 牟礼中新線(百五十五号)
三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市春日町字浜免一五三九番一 地从先から	前	八・二	二二〇	仮設用仮道 設置
後	二二・〇	二二〇		
高松市木太町字東新開二八二三番 三地从先まで	前	八・二	二二〇	
後	二二・〇	二二〇		

四 供用開始の期日 平成十五年九月二十六日
●香川県告示第五百五十一号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部を次のように改正し、平成十五年九月二十九日から施行する。
平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

城 坤 支 店	丸 亀 市
報 徳 中 津 出 張 所	丸 亀 市

を「城 坤 支 店 丸 亀 市」に改める。

公 告

●香川県公告第五百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十五年十一月十六日まで縦覧に供する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十五年九月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ほがらかタント

金丸 寛郎

高松市亀井町四番地一二セントラルビル別館二階

三 定款に記載された目的

この法人は、結婚を支援する活動、介護事業の支援、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境保全活動、情報化・経済活性化、雇用促進支援活動等を行い、社会に貢献することを目的とする。

●香川県公告第五百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社フジ

2 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン十川ショッピングセンター北エリア
高松市十川東町字佐古四三番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時（年間三十日は、午前九時）

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午前零時まで

ただし、別図の駐車場4にあつては午前九時から午後十時まで、駐車場5にあつては午前九時から午後八時までとする。

変更後 午前八時四十五分から午前零時まで

ただし、別図の駐車場4にあつては午前八時四十五分から午後十時まで、駐車場5にあつては午前八時四十五分から午後八時までとする。

なお、「別図」は、省略し、その図面を三の1の場所において三の2の期間縦覧に供する。

4 変更年月日

平成十五年九月十六日

5 変更する理由

来店客のニーズに応え利便性の向上を図るため
届出年月日
平成十五年九月十二日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年九月二十六日（金曜日）から平成十六年一月二十六日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年一月二十六日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社フジ

愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン十川ショッピングセンター南エリア

高松市十川東町字佐古五四番ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前十時（年間三十日は、午前九時）

変更後 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午前零時まで

変更後 午前八時四十五分から午前零時まで

4 変更年月日

平成十五年九月十六日

5 変更する理由

来店客のニーズに応え利便性の向上を図るため

二 届出年月日

平成十五年九月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十五年九月二十六日（金曜日）から平成十六年一月二十六日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年一月二十六日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百七十三号

木田郡牟礼町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する
平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査を行った時期

平成十三年度から平成十四年度まで

二 成果の名称

1 木田郡牟礼町地籍図

2 木田郡牟礼町地籍簿

三 調査を行った地域

大字牟礼の一部

四 認証年月日

平成十五年九月二十六日

●香川県公告第五百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡山本町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	大橋 良男	三豊郡山本町大字辻一一八八番地	平成一五、八、二七
	片桐 憲昭	〃 〃 〃 一五二九番地	〃
	中西 清久	〃 〃 〃 二五四二番地一	〃
	山本 正夫	〃 〃 〃 大字河内七二五番地	〃
	豊田 信雄	〃 〃 〃 三三〇〇番地	〃
	三好 淳一	〃 〃 〃 大字大野一〇五七番地一	〃
	山崎 一雄	〃 〃 〃 大字財田西五八五番地	〃
	森 正一	〃 〃 〃 大字神田一七七四番地	〃
	小山 重雄	〃 〃 〃 二七八四番地二	〃
監事	橋田 忠明	〃 〃 〃 大字辻三九二七番地一	〃
	豊田 武司	〃 〃 〃 大字河内一〇七番地	〃
	内田 調助	〃 〃 〃 大字大野二一五三番地	〃
	細川 義治	〃 〃 〃 大字神田三〇八七番地	〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	大橋 良男	三豊郡山本町大字辻一一八八番地	平成一五、八、二八
	原 享	〃 〃 〃 三一一番地三	〃
	原 實	〃 〃 〃 三〇七五番地	〃
	豊田 信雄	〃 〃 〃 大字河内三三〇〇番地	〃
	山本 正夫	〃 〃 〃 七二五番地	〃
	河野 保夫	〃 〃 〃 大字大野九〇一番地	〃
	矢野 優	〃 〃 〃 二〇三九番地一	〃
	白川 正晴	〃 〃 〃 大字神田一三〇五番地二	〃
	大西 英治	〃 〃 〃 三五三七番地	〃
	豊田 幹夫	〃 〃 〃 大字辻四〇〇四番地一	〃
監事	豊田 武司	〃 〃 〃 大字河内一〇七番地	〃

〃 三崎 恒伸 〃 〃 大字財田西一四八四番地
 〃 近藤 行雄 〃 〃 大字神田一三八五番地
 〃 〃 〃 〃

教育委員会規則

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十三号

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

香川県教育委員会表彰規程（昭和二十八年香川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第二条に見出しとして「(教育委員会の表彰)」を付する。

第三条に見出しとして「(教育長の表彰)」を付する。

第六条に見出しとして「(死亡者に対する表彰)」を付し、同条中「既に」を「既に」に改め、「その者に付する」を削り、「遺族」を「その遺族」に改め、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「(表彰の方法)」を付し、同条中「但し」を「この場合において」に改め、同条を第六条とする。

第四条に見出しとして「(表彰の申出)」を付し、同条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(表彰を受けることができないもの)

第四条 次の各号のいずれかに該当するものについては、前二条の規定にかかわらず、表彰は、行わない。

一 刑に処せられた者（刑の言渡しが失効した者を除く。）

二 破産者で復権を得ないもの

三 教育関係機関又は教育関係団体であつて、その長又は代表者が前二号のいずれかに該当するもの

四 前三号に掲げるものに準ずるものであつて、香川県教育委員会又は教育長が表彰す

ることが適当でないこと認めらるるもの
 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公表

●香川県監査委員公表第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成15年 9月26日

香川県監査委員 鎌 田 守 泰

同 名 和 基 延

同 同 石 川 稠 治

同 同 同 瀨 員 義

1 監査対象部局 健康福祉部（病院事業会計）

2 監査対象年度 平成14年度

3 措置の状況

監 査 指 導 注 意 事 項	結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
ア 超過勤務手当の支給について	超過勤務手当を支給している週休日の割振り変更を同一週内において行う場合には超過勤務手当は支給されないにもかかわらず、支給割合100分の250の超過勤務手当を支給しており、また、週を越えて割振り変更を行う場合において当該週の勤務時間が40時間を超えるときには、支給割合100分の250の超過勤務手当を支給しなければならない	平成15年6月分給与において返納、追給済みである。

<p>ウ 旅費の支給について</p> <p>(ア) 県費負担を伴う会議において、職員の個人負担を伴わずに昼食が提供されたため日当を減額調整しなければならぬにもかかわらず、減額されていないので、日当の2分の1相当額を返納させる必要がある。(総務学事課)</p> <p>(イ) 定期券による公共交通機関利用の通勤手当の支給を受けている職員について、その経路に通勤定期の通用区間を含む出張を命じ、旅費計算に当たって通勤手当との調整が必要であったにもかかわらず調整をせず誤った額の旅費を支給しているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(統計調査課)</p> <p>エ 扶養手当の支給について</p> <p>別居の祖母を扶養親族として認定する場合には、収入状況に関する証明書等同居の場合に必要とされる書類に加え、別居の理由及び扶養の方法を具体的に記載した書類の提出を求めることとしているが、運用上の要件である祖母への仕送り額が、祖母の収入額全体の3分の1以上であることについての確認などがなされていないものが見受けられたので、支給要件を十分確認し、必要に応じて適切な措置を講じる必要がある。(東濃県税事務所)</p> <p>オ 通勤手当の支給について</p> <p>自転車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の入力を誤ったため、通勤手当が支給されていないものが見受けられた。(危機管理課)</p> <p>カ 超過勤務手当の支給について</p> <p>(ア) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めたため、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給したが、異なる週に属する週休日の勤務時間の割振り変更により、初めに新たに勤務時間を割り振った週において勤務を要しない日又は時間が定められたことから、結果的に当該週の勤務時間が40時間を超えなかったため、100分の25の割合で支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。(総務学事課、税務課)</p> <p>(イ) 同一週において勤務時間の割振り変更を行ったため、週の勤務時間が40時間を超えていないにもかかわらず、週休日に新たに勤務を命じた時間に対し、誤って100分の25の割合で超過勤務手当を支給していたので、支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。</p>	<p>また、休日勤務を命じた場合に、誤って勤務時間の割振り変更の処理を行い、超過勤務手当を支給していたので、超過勤務手当相当額の返納をさせるとともに、代休を与えることができなかった勤務時間に対し100分の135の割合で休日給を追給するとともに、休日給が支給される正規の勤務時間を超える時間に対し100分の135の超過勤務手当を追給する必要がある。(総務学事課、行政企画課)</p> <p>(ウ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならず、また、当日の午前0時から午前5時までの間に勤務をしたときは、その時間に対し100分の150の割合で超過勤務手当の支給をしなければならないにもかかわらず、それぞれ100分の135及び100分の160の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(危機管理課)</p> <p>(エ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、100分の135の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。</p> <p>また、その勤務時間の割振り変更により、週を越えて勤務を要しない時間を定めた者については、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していなかったため、追給する必要がある。(秘書課)</p> <p>キ 賞金の支給について</p> <p>日々雇用職員の賞金の支給に当たり、出勤日数を誤って算定したため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(法務文書課)</p> <p>(3) 検討指示事項</p> <p>ア 県税の収入未済額について</p> <p>県税については、自動車税の滞納者に対して積極的に差押えを行うなど、徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴収確保策を講じる必要がある。(税務課)</p> <p>イ 諸手当等庶務事務の適正化について</p> <p>諸手当及び旅費の支給に関する誤りが、各部局にわたって多数見受けられた。</p>
---	---

超過勤務手当、旅費等の支給事務については、制度の周知が行われ、届出について再確認の指示がなされているところではあるが、事務処理上の誤りが発生している状況にある。

その原因として、担当職員の理解不足や不注意はもとより、管理者の確認不足と判断されるものもある。

については、担当職員等に対し実践的な研修を行うとともに、審査の充実を図るなど、同様の誤りが生じないよう、効果的な対策を講じる必要がある。(行政企画課)